

①

危険物保安監督者選任・解任届出書

| | | | |
|---------------------------------|-------------|-----------------------------|---------------------|
| 柏市消防局長 殿 | | 年 月 日 | |
| 届出者 ② | | | |
| 住 所 千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) | | | |
| 氏 名 〇〇株式会社 代表取締役 消 防 太 郎 | | | |
| ③ 設置者 | 住 所 | 千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) | |
| | 氏 名 | 〇〇株式会社 代表取締役 消 防 太 郎 | |
| 製造所等の別 | | ④ 取扱所 | 貯蔵所又は取扱所の区分 ⑤ 給油取扱所 |
| 設置の許可年月日及び許可番号 | | ⑥ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号 | |
| 設 置 場 所 | | ⑦ 千葉県柏市柏〇丁目〇〇 | |
| 区 分 | | 選 任 | 解 任 |
| 危険物保安監督者 | 氏 名 | 〇〇 〇〇 | |
| | 危険物取扱者免状の種類 | ⑧ 乙種 第4類 | |
| | 選任・解任年月日 | ⑨ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 年 月 日 | |
| ※ 受 付 欄 | | ※ 備 考 | |
| | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

- ① 届出書名称の選任・解任は、該当しないものを2重取消線で抹消するか、該当する施設を○で囲むように記入してください。（保安監督者を変更する場合は、取消線等は不要です。）
- ② 届出者の住所及び氏名は、届出に係る製造所等の設置者の住所及び氏名又は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書にて届出されている運営者の住所及び氏名としてください。
- ③ 許可申請書又は最新の設置者等変更届出書に記載されている設置者と同一の方としてください。ただし、届出時において過去の申請・届出のときと設置者が変更になっている場合は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書を併せて提出してください。
- ④ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、○○貯蔵所は「貯蔵所」、○○取扱所は「取扱所」と記入してください。
- ⑤ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。
- ⑥ 許可申請書に記載されている設置許可年月日及び設置許可番号を記入してください。
※複数の危険物製造所等に対して単独の保安監督者を選任する場合、④、⑤、⑥の記入は「別紙参照」とし、別紙を添付することも可能です。
- ⑦ 許可申請書に記載されている設置場所と同一にしてください。ただし、届出時において過去の申請時と設置場所が土地区画整理事業等により変更になっている場合は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書を併せて提出してください。
- ⑧ 選任（解任）された方がお持ちの免状の種類を記入してください。
また、選任は6箇月以上の実務経験を要すことから、別紙にて実務経験証明書を添付してください。
※平成元年4月1日以前に乙種危険物取扱者免状の交付を受けた方は、受験資格として6箇月以上の実務経験が求められていたので、実務経験証明書を添付しないこともできます。
- ⑨ 選任（解任）した年月日を記入してください。

補足事項

- ① 手続きの時期：保安監督者を定めてから遅滞なく
- ② 手続き可能な方：設置者又は運営者
- ③ 代理人による手続き：可能(設置者等からの代理人への委任状が必要)
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類
 1. 危険物保安監督者選任・解任届出書
 2. 実務経験証明書(6ヶ月以上の経験を証明)
 3. 選任者の危険物取扱者免状の写し(表・裏)
- ⑦ 手続き後にお渡しするもの：届出書の副本
- ⑧ 注意事項
 1. 複数の製造所等の保安監督者を兼任する場合は、現実的に保安を監督できる範囲内かを伺う場合があります。
(役職や兼任する製造所等の規模や位置等)
 2. 実務経験は資格を所持してからの経験ではなく、資格者のもと、危険物の取扱い等に従事していた期間も含まれます。
 3. 解任のみの届出は、品名、倍数等の変更により選任義務が無くなった場合に限りです。

危険物保安監督者の選任が必要な施設

1 貯蔵又は取扱う危険物の種類，数量に関係無く選任が必要

(1) 製造所 (2) 屋外タンク貯蔵所 (3) 給油取扱所 (4) 移送取扱所 (5) 一般取扱所 (容器詰替等除く)

2 貯蔵又は取扱う危険物の種類，数量により選任が必要

(○の付いている施設が，保安監督者の選任が必要であることを示しています。)

| | 危険物の種類 | 引火性の危険物 (第4類の危険物) | | | | 引火性以外の危険物 (第4類以外の危険物) | |
|---------|-------------------------|----------------------|-----------|-----------------------|-----------|--------------------------|-----------------------|
| | | 指定数量 30倍以下 | | 指定数量 30倍を 超えるもの | | 指定数量 30倍以下 | 指定数量 30倍を超え るもの |
| | | 40℃ 以上 | 40℃ 未満 | 40℃ 以上 | 40℃ 未満 | | |
| 製造所等の区分 | 屋内貯蔵所 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 屋内タンク貯蔵所 | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | 地下タンク貯蔵所 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 簡易タンク貯蔵所 | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | 屋外貯蔵所 | | | ○ | ○ | | ○ |
| | 第一種販売取扱所 | | ○ | / | / | ○ | / |
| | 第二種販売取扱所 | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | 容器詰替 ボイラー消費 一般取扱所 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |